

本山町・土佐町地域情報通信施設運営（サービス提供）事業者  
特定プロポーザル【補足事項】

1. 趣 旨

この補足事項は、本山町と土佐町（以下「両町」という。）が整備する地域情報通信施設（光ファイバーケーブル及び送受信施設）を I R U 方式により貸付けることにより、通信のサービスを提供する事業者を選定するプロポーザル実施要項の補足事項について定めたものである。

2. 対象場所

本山町・土佐町内全域

3. I R U 制度について

本施設は、公設民営方式で管理・運営することとしているが、運営事業者の経営判断に基づいた迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、I R U（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）制度を活用し、選定運営事業者と I R U 契約を締結し、両町が運営事業者に有償で施設を貸し出すものとする。

I R U 制度とは、電気通信事業者等自らが、次の4つの要件を満たす賃貸借契約等によって、他者が所有する光ファイバー等を調達した場合、当該光ファイバー等を、当該事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度のことである。

（I R U 契約要件）

- ①事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
- ②使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。
- ③所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
- ④使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。
  - ア 使用契約期間が10年以上であること。
  - イ 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書において、以下の点を確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
    - A 契約の自動更新の定めがあること
    - B 事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと
  - ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。

4. 整備計画の概要

両町は、町内全域に対して光ファイバーを敷設、並びに全戸に通信サービスを提供する光電変換装置と I P 告知放送端末を整備し、告知放送サービスの提供を行う。また、告知放送以外のサービス提供（超高速通信等）については、運営事業者が、両町内の希望者に対してサービス提供を行うものとする。

平成23年4月からサービスを開始できる計画とする。ただし、一部地域については試験運用を前

倒しで行う可能性がある。

- (1) 対象世帯 3,970 世帯 (平成 21 年 8 月末現在)
- (2) サービス開始予定 平成 23 年 4 月 1 日
- (3) ADSL 加入者数 約 900 世帯
- (4) 線路総延長距離 (引込みなし) 約 320 Km (全て光ファイバー)
- (5) 拠点施設 センター 1 箇所
- (6) 共架柱本数 約 8,800 本

#### 5. 通信サービス仕様

- (1) 100Mbps ベストエフォート型のインターネット接続サービス
- (2) 高速度・低価格インターネット接続サービス
- (3) VOIP サービス
- (4) 法人サービスメニュー
- (5) 行政用告知端末を利用した域内無料 IP 電話サービス

#### 6. IRU 契約形態

IRU 契約は、原則として IRU 料を徴収しない代わりに、運営事業者で維持コストを負担する方式とするが、IRU 料を保守コストと相殺しない考え方も可とする。この場合、両町と事業者双方の収支予定表を 20 年分提示すること。

共架費用、災害時の補修費用以外の維持・保守・運用費用は全て事業者側で負担する。

事業者が 2 社となった場合は、1 社が主幹 IRU 事業者となり維持コスト・保守費用を全て統括する。又、もう 1 社の IRU 事業者は、協議のうえ主幹 IRU 事業者と保守委託契約を締結し、必要経費の応分を負担する。

事業者収入だけでは、採算が合わない又は、サービス提供に支障が出ると判断される場合は、必要な補填額 (行政分設備保守費用等) を明記すること。

※ 詳細は、IRU 事業者選定後、関係者で協議のうえ、決定する。

#### 7. 運営事業者選定方法・ポイント補足事項

- (1) 選定事業者は 1 社とする。
- (2) 提案内容は、プロポーザル実施要項記載の提案項目を含め、次の内容を盛り込むこと。
  - (ア) 提供可能なサービス内容
    - ① 通信速度 (上下)
    - ② 上位回線の通信容量 (速度)
    - ③ マルチプロバイダの有無と契約可能数
    - ④ 法人メニューの有無と内容
  - (イ) 利用者料金
    - ① 初期経費 (標準宅内工事を含む、標準宅内工事の範囲を明示)
    - ② 利用料金 (月額利用料、機器レンタル料を含むか否か)
    - ③ 低額メニューの有無 (低速低料金メニュー)

④ 法人メニュー料金（初期経費、利用料）

(ウ) 町負担

- ① 利用料金に関する行政負担の有無（告知端末利用分の補填など）
- ② 機器更新に関する行政負担の有無（行政負担の機器と更新費用推計を明示）
- ③ 経常支出に関する行政負担の有無（点検保守料、電気代、添架相当費用など）
- ④ 運営管理に関する行政負担の有無（料金徴収・加入・脱退手続きなど）
- ⑤ 事業見通し（収支予測）

(エ) 障害時対応

- ① 伝送路（芯線）の管理方法
- ② 障害時における町及び利用者の負担
- ③ 障害対応の体制（復旧までの推定所要時間、休日等の対応）

(オ) サポート体制

- ① 加入申込手順
- ② ヘルプデスクの概要
- ③ 地元工事店の活用
- ④ 標準工事費と標準処理日数の有無と内容

(カ) 加入促進策

- ① 加入促進策の有無と内容

(キ) 企業理念等

- ① 両町と御社との関係
- ② 御社と他社との関係（主幹・二次 IRU の可能性）
- ③ その他

(3) 告知端末について推奨する機能があれば説明を行うこと。

(4) 両町（庁舎、出先機関等）が使用する行政システムに関する費用の資料も提出すること。

## 8. 関係法規等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規に従って行うものとする。

- (1) 電気通信事業法及び同法関連規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関連規則
- (3) 電気設備基準
- (4) 電気工事関連法令
- (5) 道路関係法令
- (6) 両町関係条例および諸規則等
- (7) その他関係法規等

## 9. その他

- (1) 保守用の予備機を両町が準備する場合は、その推定経費を明示すること。
- (2) 機器の買換えを両町で対応する場合も、その推定経費を明示すること。
- (3) 災害による修繕は、原則として両町で対応する。

- (4) 行政用システムに関する線路保守については、原則として通信事業者が実施すること。
- (5) 住民サービスの観点から、当初は1社のみ提案であっても、他社の提案内容を参考の上、共同でサービス提供を依頼する場合がありますので、ご了解いただきたい。
- (6) 本事業の趣旨を十分理解し、住民ニーズに沿ったサービスを提供できること。
- (7) 誠意をもってサービス提供を遂行すること。
- (8) スムーズなサービス提供へ移行するため、両町及び設計委託事業者の設計・監理業務に全面的に協力すること。
- (9) この仕様書のコピーや指名事業者以外への提供は厳禁とする。